



平成 25 年 11 月 11 日

各市町教育委員会教育長様

広島県教育委員会教育長
(豊かな心育成課)

携帯電話を学校へ持ち込まないことへの指導に
関する調査結果の概要について (通知)

平成 25 年 6 月 12 日付けで通知した「携帯電話を学校へ持ち込まないことへの指導に関する調査」についての調査結果の概要は、別紙のとおりです。

平成 25 年 3 月に内閣府政策統括官がまとめた「平成 24 年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」によると、携帯電話等の使用について、家庭でルールを決めているかどうかという問いに対して、「特にルールを決めていない」と回答した家庭が約 45%となっています。広島県では、平成 20 年度に「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」から、携帯電話等の問題から子供を守るために「家庭では、わが家の『ケータイルール』を作りましょう」等の 4 つの提案が示されているところです。

については、貴教育委員会におかれましては、平成 25 年 8 月 13 日付「『携帯電話の問題から子どもを守ろう運動』の徹底について(通知)」でお願いしているところですが、学校と P T A とが合同の研修会を開催するなど、保護者と協力した取組を通じて、「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」が徹底されるよう、所管する各学校を指導してください。

担当 生徒指導係
電話 (082) 513-5043 (ダイヤルイン)
(担当者 平野)